

薬膳アカデミアおうめ菜園利用契約書

（目的）

第1条 この契約書により、和田好司〔開設者〕（以下、「甲」という。）が特定農地貸付けにより開設する「薬膳アカデミアおうめ菜園」において、借受者（以下、「乙」という。）と以下の条項により契約を締結する。

（契約対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地（以下、「貸付農地」という。）の位置及び面積は、下欄のとおりとする。

（貸付料の支払い）

第3条 貸付料は、1区画（100㎡）当たり年間13,200円（一ヵ月あたり1,100円）とする。（1/2区画の場合はその半額）

2 乙は、貸付料を本契約時に甲に支払わなければならない。（契約月は含まない）

（貸付期間）

第4条 本契約に基づく貸付期間は、契約日から翌年3月31日までの単年度契約とする。ただし、特定農地貸付規程に定める3年を超えた場合は自動更新とする。

（貸付条件）

第5条 乙は、貸付農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関して甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 貸付農地において次に掲げる行為を禁止とする。

- （1）建物及び工作物を設置すること。
- （2）営利を目的として作物を栽培すること。
- （3）貸付農地を第三者へ転貸すること。
- （4）植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。
- （5）共同利用施設等を占有に使用すること。
- （6）農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。
- （7）前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

（更新）

第6条 乙は、貸付農地を翌年以降も優先的に借り受けることができる。

(区画の決定)

第7条 乙に貸付けする区画は、抽選により決定する。

2 貸付区画は、原則、1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、乙は複数の区画を借り受けることができる。

(貸付農地の解除等)

第8条 次の各号に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 乙が貸付料を支払わないとき。
- (3) 乙が第5条第3項に掲げる行為をしたとき。
- (4) 乙が貸付農地を正当な理由なく3か月以上にわたり農作業を行わないとき、又は放置したとき。
- (5) 農園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。

(貸付料の返還)

第9条 既に納付された貸付料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 乙の責めによらない事由により貸付けができなくなったとき。
- (2) 前号のほか、甲が相当な理由があると認めたとき。

(貸付農地の返還)

第10条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第8条の規定により貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、乙は一切の権利を放棄したものとみなし、甲は任意で処分することができる。

(賠償責任)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 甲は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

3 甲は、乙に故意又は過失による損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか貸付けに関する必要な事項は、別途乙に配布する「薬膳アカデミアおうめ菜園規程」に定めるものとする。

第13条 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この契約は、乙が当該貸付区画の耕作を開始すると同時に有効とする。
貸付料の支払いの変更は両者の合意で行う。

貸付区画番号： 〔 〕

令和 年 月 日

（甲） 住所 東京都青梅市吹上 419

氏名 和田 好司

（乙） 住所

氏名

菓膳アカデミアおうめ菜園

面 積：1 区画、100 平方メートル